



【根拠法令】

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則

(大津市医療費助成条例施行規則の準用)

第2条 大津市老人福祉医療費助成条例の施行については、大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号)第2条、第3条第1項、第4条、第5条(第1項ただし書を除く。)、第6条から第8条まで及び第10条から第16条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定のうち、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。[同条の表 略]

大津市医療費助成条例

(受給券の更新)

第5条 受給券の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年6月1日から同年7月15日までの間に医療費受給券更新申請書(様式第2号の5)を市長に提出し、受給券の更新を受けることができる。ただし、児童に係る受給券は、この限りでない。

2 略

【基準法令】

大津市老人福祉医療費助成条例

第2条 略 (受給券の交付に係る審査基準整理票を参照)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。